地域環境保全対策費補助金	器具及び備品	容器及び金庫 ボンベ 溶接製のもの ドラムかん、コンテナーその他の容器 大型コンテナー（長さが六メートル以上のものに限る。）	六 七	
		前掲のもの以外のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	一〇 五	
		前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの 主として金属製のもの その他のもの	一五 八	
	機械及び装置	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備 その他の設備 主として金属製のもの その他のもの	八 一七 八	
自立支援型公害健康被害予防事業補助金	器具及び備品	医療機器 その他のもの その他のもの 主として金属製のもの	 一〇	
石綿健康被害救済事業交付金	無形減価償却資産	ソフトウエア その他のもの	 五	
新産業創出等研究開発推進事業費補助金	開発研究用減価償却資産	器具及び備品 試験又は測定機器、計算機器、撮影機及び顕微鏡	 四	

備考

別表二の「処分を制限する財産の名称等」欄のうち、「財産の名称、構造等」欄に掲げるものは、「省令別表第一の「構造又は用途」欄及び「細目」欄、別表第二の「設備の種類」欄及び「細目」欄、別表第三の「種類」欄及び「細目」欄、別表第四の「種類」欄及び「細目」欄に掲げるもののそれぞれに対応する「種類」欄並びに別表第六の「種類」欄に掲げるものとする。

附　則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

官庁報告

官庁事項

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第十二条の規定に基づき、内閣サイバーセキュリティセンターに企画官等を置く規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月一日　　内閣総理大臣　石破　茂

内閣サイバーセキュリティセンターに企画官等を置く規則の一部を改正する規則

内閣サイバーセキュリティセンターに企画官等を置く規則（平成二十八年四月一日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「二人」を「三人」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院公示第13号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和７年４月１日　　人事院総裁　川本　裕子

1　次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
1　（略）	1　（略）
2　委任する権限及び所掌事務	2　委任する権限及び所掌事務
一～七　（略）	一～七　（略）
八　人事院規則９－30（特殊勤務手当）に規定する次に掲げる事項	八　人事院規則９－30（特殊勤務手当）に規定する次に掲げる事項
(1)～(43)　（略）	(1)～(43)　（略）
(44)　第28条の５第１項第３号又は第３号の２の規定に基づき、人事院が認めることとされている業務について認めること。	(44)　第28条の５第１項第３号の規定に基づき、人事院が認めることとされている業務について認めること。
(45)～(51)　（略）	(45)～(51)　（略）
(52)　第31条の２第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている業務について定めること及び人事院が認めることとされている業務について認めること。	（新設）
(53)　第31条の２第２項の規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。	（新設）
(54)　（略）	(52)　（略）
九～二十四　（略）	九～二十四　（略）
３・４　（略）	３・４　（略）

2　この決定による改正は、令和７年４月１日から効力を発生する。